

News Letter

2020
March
Vol.194

ビジネス・アソシエイツ あいわ税理士法人



Contents

- ・リモートワークと Teams 会議
- ・レビューでよいモノ（コト）を
- ・IT 導入補助金 2020
- ・働き方を考える
- ・進化する通信の仕組み～HTTP
- ・大文字小文字自動変換機能と便利な検索方法のご紹介
- ・請求書に関連する新機能のご紹介
- ・Plaza-i 最新バージョン情報
- ・国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設
- ・交際費等の損金不算入制度の見直し

発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5444-9333 | FAX 03-5444-9334

あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

II リモートワークと Teams 会議

弊社のリモートワークプラットフォーム

弊社では数年前から一部の従業員がリモートワークで勤務しており、昨年からリモートワーク対象者の拡大に向けて取り組んできたため、今回の新型コロナウイルス対策も素早く行うことができました。リモートワーク環境構築の一例として弊社の運用をご紹介します。

- ・アプリケーションとデータはすべてサーバ上の管理に統一し、全面的に RDS 上で動作しています。スケジューラはクラウドサービスを利用
- ・Office365 を利用し、端末にとらわれず作業ができるようにしました。
- ・コミュニケーションはメールに加えて Teams を使ったチャット、テレビ会議を利用しています。電話番号が変わるため、別途お客様にはお知らせいたしますが電話についても Teams 電話へ移行中です（5月～6月を予定）
- ・業務実績の評価は業務開始メールと終了メールを上司に送り、Plaza-i プロジェクト管理の業務日報メニューに作業内容を具体的に記し、場合によっては成果物を提出します。上司は時間と作業結果の妥当性をチェックします。

筆者自身もお客様とのアポイントメント以外は在宅勤務いたしました。業務そのものに全く支障はありませんでした。

弊社での課題は郵送物の受取りと印刷ですがお客様とも協議し、データでのやりとりに切り替えることによって郵送物を最小化したいと考えております。

Teams 会議のお知らせとお願い

別途お知らせもいたしましたが、現在（新型コロナウイルス対策期間）、弊社ではほとんどのスタッフがリモートワークにて業務に従事しております。

サポートや導入についてもできるだけメール、Teams 会議にて実施させていただきたく存じます。

直接担当者と話したい場合、Teams 会議を開きたい旨、弊社サポートにご連絡ください。弊社でも直接お話しした方が、解決が早いと考えた場合はご連絡いたします。

それ以降の手順は以下のようになります。

1. 弊社から Teams 会議のメールをお送りします。
2. メールに記載の URL をクリックしてください。ブラウザが開き、会議に参加できます。

この際、貴社側に Teams がインストールされている必要はありません。ただし、会話のためのマイクとスピーカー、ビデオ通話をする場合はカメラが必要です。お手元の PC にそのような設備がない場合はその URL をお手持ちのスマ

ートホンに送ってスマートホンで Teams 会議を実施することも可能です（スマホは無料アプリのインストールが必要）。

数年前、Skype で Web 会議をしたときは会議の途中で頻繁に音声品質が悪化したり、接続が切れたりするなどの現象が起っておりましたが、マイクロソフトがしっかりとした環境を用意しているためか（利用者が増えた場合変化があるかもしれませんが）今のところは映像も通話も快適に利用できます。

リモートワーク中心の体制でもサービス品質が落ちないよう力を尽くす所存でございますので何卒ご協力のほどよろしくお願い致します。

II レビューでよいモノ（コト）を

ソフトウェア開発における品質保証活動（よいモノをつくる活動）は、「レビュー」と「テスト」とされています。（独）情報処理推進機構（IPA）ソフトウェア・エンジニアリング・センター『高信頼化ソフトウェアのための開発手法ガイドブック』（以下、『IPA ガイドブック』と言います）によると、ソフトウェア開発における「レビュー」は複数の技法があるとされています。

本稿では、同書で紹介されている「レビュー技法」について、筆者の考察を交え、ご紹介したいと思います。

レビューとは

「レビュー」には一般的に、①評論、批評と、②再調査、再評価という意味があります。

①は、EC サイトの口コミなどのレビュー、あるいは、書籍、音楽、映画などの評価、感想などのレビューとして、よく耳にするとします。

ソフトウェア開発におけるレビューは②の方で、ソフトウェアの「仕様や設計」が、その用途（目的）である「要求や要件」を充たしているか、実現しているか、誤りや不具合がないかを、再調査、再評価する意味となります。

ソフトウェア開発は、基本的に、要件定義→設計→プログラミング→テストという工程を経て開発（製造）されます。最終の成果品であるソフトウェアに不良、不具合（以下、欠陥）がある場合、これらの工程のどこかでその欠陥が混入したことになります。

欠陥は、前の工程で混入した欠陥が検知・除去されずに次の工程へ進み、後の工程で検知され除去（修正）されるほど修正にかかるコスト（労力）が大きいため、混入した工程で検知・除去されることが望ましいとされています。

この欠陥を検知・除去する活動が「レビュー」や「テスト」であり、「要件定義」や「設計」の段階（いわゆる上流工程）での欠陥の検知・除去の活動が、ソフトウェア開発における「レビュー」となります。

レビューの技法と特徴

以下、『IPA ガイドブック』を参考にしつつ、筆者の解釈と考察を交え、ご紹介したいと思います。

「アドホック・レビュー」…近くの同僚に意見を求める、相談する。会話ベース、即席的。欠点としては、場当たりの、記録がなくその場限り、個別的、全体網羅性に欠ける。

「ペア・プログラミング」…文字通り、2人で（1台のPCで）プログラミングする。ペア間で知識や技術を共有、統合でき、結果、成果物の品質が高められる。レビュー技法というよりプログラミング手法ともとれるが、成果物を文書や資料を想定するとレビュー技法の一つと捉えやすい。欠点としては、1人の方が能率的・ペアの方が何かと非効率（な場合がある）、ペアに能力差があると一方的になるなど。

「ピア・デスク・チェック」…成果（物）作成者が、レビューア（レビューする人、1人を想定）に成果物を渡してレビューを依頼し、レビューアはレビューを行って結果を作成者に伝える。レビューの最も基本的な手法。レビューに関する追加的なコストがレビューアのレビュー時間のみ。

欠陥を発見する能力が高いメンバーがいる場合や時間・リソースに制限がある場合に有効。欠点としては、欠陥検知が、レビューアの属人的能力に依存する、作成者とレビューアの関係により、一方的な指示になってしまう場合があるなど。例えば、（外部への）メールを（上司に）添削してもらおうケースなどが分かりやすい。

「ピア・レビュー」…対象の成果（物）と同じ専門性を持つ人に吟味、調査、検証してもらう。レビューアが外部の人の場合は、通常、何らかの契約が必要。欠点としては、専門性の高い人の時間、費用など（相対的に）高いコストが発生するなど。

「パス・アラウンド」…メール等で複数のレビューアに配付、回覧し、フィードバックを求める。物理的、時間的にミーティングできない場合に有効。同時に多人数からフィードバックが得られる。欠点としては、対面ミーティングでないため双方向のコミュニケーションが困難、確認や調整しながら、すり合わせしながら、議論しながらという進め方ができない。

「チーム・レビュー」…有識者、関係者等により、計画的、公式的、組織に実施する。プロジェクトにおける各種成果物のレビューなどが分かりやすい。目的も、成果物の欠陥の検知・除去や、合意形成、承認、人材育成など様々。

「ウォークスルー」…成果物の作成者が主体となって、その内容を通して説明し、レビューアに意見を求める。作成したプログラムを全体的に通してレビューする、作業の計画や手順書をレビューする、リハーサルをするなどが考えられる。

「インスペクション」…最も厳格で公式的。「ANSI/IEEE 標準 1028-1998」で体系が定義されている（そうです）ので、そちらをご参照いただき、本稿では割愛させていただきます。

『IPA ガイドブック』では、これらのレビュー技法について、目的や状況に応じて、その技法や特徴を選択したり組み合わせるなどカスタマイズして実施していくとよいとされています。

おわりに

ソフトウェア開発におけるレビューは、欠陥の検知・除去によりよいモノをつくるのが主たる目的となりますが、陥りやすい失敗例として、レビュー対象の成果物の精度が低く本来のレビューにならない、(キーマンが) 忙しくて参加しない、「セレモニー」や「アリバイ作り」になりやすい、上職者からの一方的な“指示”になってしまう、などがあげられます。

ソフトウェア開発の経験上、レビューによりブラッシュアップされた仕様や設計、あるいは計画なども含めてですが、その完成を期待させ、わくわくさせてくれます。うまくいく可能性も高まります。逆に、レビューがうまくいかないと、漠然と不安が募り、無理や無駄が生じてきます。Plaza-i 利活用の場面に限らずですが、より良いモノ(コト)を創造する手段として「レビュー」を活用、実践されてみてはいかがでしょうか。

参考文献：

(独) 情報処理推進機構 (IPA) ソフトウェア・エンジニアリング・センター『高信頼化ソフトウェアのための開発手法ガイドブック』

「IT 用語辞典 e-Word」2020 年 3 月 8 日時点, <http://e-words.jp/>

「weblio 国語辞典」2020 年 3 月 8 日時点, <https://www.weblio.jp/>

II IT 導入補助金 2020

今年で 4 年目となった IT 導入補助金について、2020 年 1 月その概要が発表されました。

IT 導入補助金とは「バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などのための IT ツール導入」のために、政府がその導入費用をいくらか補助してくれる政策です。

細かい条件はありますが、今年は補助額：30～450 万円。補助率は 1/2。

すなわち、例えば、100 万円のシステムを導入して労働生産性をアップしようとするならば、承認をもらえれば 50 万円まで補助金が出る可能性があるということです。

高額投資になりがちなシステム導入においてはなかなか無視できない補助額です。

申請においては、向こう 5 年間の労働生産性向上に向け

た自社の経営計画数値の提示を求められます。具体的には昨年度を例にあげると予定売上額、予定売上原価額、予定従業員数、を 5 年計画で提示し、1 年後に伸び率 1.2%、3 年後までに 2%の労働生産性向上実現を目指す目標値の設定が必要でした。今年度は事業終了後 3 年以内に、補助事業者全体の労働生産性の 9%以上向上を目指さなくてはなりません。今回からは、さらに「給与支給総額が年率平均 1.5%以上向上」「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30 円以上」を満たす計画も提示することが追加の申請要件となりました。

3 年で 9%の労働生産性向上もなかなかの目標値ですが、さらに賃金アップを約束させるとは、経営者からみると少なからずプレッシャーです。デフレからの脱却と経済の好循環を実現していくためには、物価の上昇を上回って賃金が上昇していくことが重要であるという政府の政策の現れでしょう。

これは単に計画して提出するだけでは足りず、きちんと従業員に表明していなければなりません。もし補助金交付後にウソが発覚すると補助金を返還しなければならないのです。さらに 3 年間でこの計画が実現されなかった場合も返還しなければなりません。天災など自分のせいではない理由により目標未達の場合は免除されますが、なかなか厳しい決まりです。

とはいえ、この制度に割り当てられる予算総額がまだ発表されていませんが、昨年度の審査は少々厳しめだったという声もあり、今年は予算額もさらに拡大し少し緩くなるのでは、との見方もあります。

本制度は「経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への支援」がねらいなので、申請や報告に多少の手間はかかるものの、補助してもらえるものは大いに活用し、ぜひ本業で成果をあげて頂きたいと思います。残念ながらすでに Plaza-i をご利用いただいているお客様には Plaza-i の追加導入やサーバ切替のための IT 投資には補助金はおりないのですが…、他の業務システム等導入の計画がある方はぜひ一度ご検討されることをおすすめします。

ご検討される方は

・セキュリティアクション宣言

(<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)

・おもてなし規格認証 (推奨)

(<https://www.service-design.jp/>)

については毎回求められているので早めに取得しておくこともお勧めします。

II 働き方を考える

はじめに

日本人の仕事の理想とえば、1つの会社に生涯にわたって奉仕し、年功序列の制度の下で安定した生活を送るというものでした。そんな雇用の仕組みが大きく変わる可能性が提示されています。AIやロボットの社会進出によって事務員などの仕事は軒並み無くなると言われています。そして、残業しながら机の前の書類と格闘する仕事のスタイルは過去のものになるでしょう。人間の仕事の仕方が一変すると言われる一方で、クリエイティブで人間にしかできない仕事は注目を集めています。コロナショックに見舞われている2020年初頭、我々は今後どう働いていけばいいのでしょうか。

10年後消滅する？と言われた仕事

例えばデータ入力の作業員やホテルの受付、保険の審査担当者、税務申告書の代行者の仕事は消滅すると言われています。Plaza-iも外部データ取込メニューが充実し、かつ、Oracleのジョブスケジューリング機能への対応が増えてまいりました。筆者は宿泊したことはありませんが、ロボット恐竜がチェックインをサポートしてくれるホテルもあります。昨年、生命保険の申し込みをしましたが、店舗にてタブレットで操作を行い、即審査が終わって申し込みが完了してしまいました。また、時節柄「e-Tax」や「確定申告はスマホで！」などといった文言をよく見聞きしますが、徐々に対面での申告の機会も減っていくのでしょうか。

人間と機械の棲み分け

AIやロボットの進化は人間の仕事の有り様を変え、社会の仕組みも変革し得るだけの可能性を持ちますが、何もロボットに仕事が奪われて失業者が街にあふれると悲観する必要はありません。時間的に余裕のできた人間は新しい仕事や創造活動にチャレンジできます。機械ができることは機械に任せ、人間は人間にしかできないクリエイティブな感性を一層高め、長時間労働を前提としないフレキシブルな働き方を可能にし、女性や高齢者などの活躍の場も広がっていくでしょう。

生産性の向上とガンバリズム

昨今SE不足が叫ばれて久しいですが、弊社も決して例外ではありません。人手が不足しているなら各々が生産性を向上すればいいのだと、社員の奮闘や意識改革について注目してしまいがちですが、生産性の向上とガンバリズムは違います。人間一人ひとりが頑張れる量には限界がありますし、そもそも頑張ることは当たり前で、より頑張ろうというガンバリズムではより大きな生産性の向上は得られません。困っている点を炙り出し、それを解決しようと

徹底して知恵を絞り、対策を実行する、可能なら効果測定もする、単純かもしれませんが筆者はこの小さな業務改革を現場で実践し、生産性の向上に努めています。新型コロナウイルスの影響もありテレワークをする従業員も多いですが、生産性の向上（今この瞬間は落とさないためと言った方が正解かもしれませんが）のために、Web会議（通話、会話）の積極的な活用や、デイリー、あるいはウィークリーでの業務指示や目標の明確化と成果測定に最近では取り組んでいます。

最後に

日々刻々と新型コロナウイルスに関する情報が錯綜し、日常の多忙に加え、コロナ対策でさらに大変なことと思いますが、皆様どうぞご愛ください。

II 進化する通信の仕組み～HTTP

はじめに

普段何気なく使っているインターネット。PCやスマホはもちろん、最近では家電製品にもインターネット通信機能が付いているものも増えました。これらはWebページやサーバ等とデータの送受信を行います。これらの通信に深くかわるのが「HTTP」です。

何気なく使っている中でも、このHTTPは年々進化を続けています。

HTTPとは

正式名称はHypertext Transfer Protocolと言い、通信を行う際の手順、ルールを表したものです。冒頭で「進化を続けています」と書きましたが、HTTPそのものが特定の技術を表しているわけではありません。The Internet Engineering Task Force(通称、IETF)という組織が仕様を標準化する目的で策定し、インターネット上で仕様を公開しています。

基本的にはリクエストとそれに対するレスポンスで成り立っており、リクエストで「何を」「どうして」ほしいかを送信し、受け取ったサーバからその結果を受け取るという形です。

「何を」の部分を担当するのがURLです。httpで始まる文字列で、インターネット上の住所を規定しています。

「どうして」の部分はメソッドが担います。(これは通常ユーザからは判別できませんが)Webページを「表示」したければ「GET」、会員情報を「登録」したければ「POST」といった具合に、用途に応じて使い分けられます。

HTTPのこれまでの歴史

HTTPは1991年に最初にドキュメント化されました。単

純に URL を指定してリクエストを送るとドキュメントがレスポンスとして返ってくるというシンプルなもの、メソッドも「GET」の一種類のみでした。このバージョンは HTTP/0.9 と呼ばれます。

次のバージョンは 1996 年に HTTP/1.0 として発表されました。「GET」以外のメソッドが規定され、メソッドやデータの形式などを規定するためヘッダと本体というフォーマットとなりました。このバージョンから、リクエストの結果を表すステータスコードが送られてくるようになりました。

次の年には HTTP/1.1 が発表され、連続したリクエストがあった場合に前回の接続があれば再利用する Keep-Alive という仕組みが基本的に有効になったり、大容量のデータを副数回に小分けにして送信する方式が規定されました。ちなみに、筆者が最初にインターネットに触れた時はこの HTTP/1.1 の時代だったように思います。

HTTP/2

現状一般的に利用されているバージョンで最新なのが HTTP/2 でしょう。このバージョンは 2015 年に発表、文章化されました。HTTP とは別に Google 社が提唱していた SPDY というプロトコルを基に作成されています。

2020 年 2 月現在、主な Web ブラウザでは Chrome, Edge, Firefox, Safari, Opera と Windows10 上の IE11 がこの通信方式に対応しています。

このバージョンの大きな変更点は、「ストリーム」という概念を採用したことです。HTTP/1.1 のバージョンでは、一度に複数のリクエストを送信することが出来たものの、レスポンスはリクエスト順に返ってきていました。基本的にはその処理は並列処理ではないので、例えば途中のレスポンスを返すのに時間がかかった場合、それより後のレスポンスは時間がかからないにも関わらず前のレスポンスの処理終了を待たなければいけませんでした(実際の Web ブラウザでは一度に複数の接続を持てるように実装されていることが多いので体感することは少なかったかもしれませんが)。HTTP/2 では、一つのリクエストとレスポンスをストリーム内で行い、一つの接続の中で複数のストリームを持つことができ、またそれぞれが独立して処理できるため、他のレスポンスの処理待ちをすることがなくなり、より高速に通信が出来るようになりました。

さらに、ヘッダ情報が圧縮され、2 度目以降の通信は差分の情報のみを送信する様に変更され、これも高速通信化に寄与しています。

おわりに

2018 年 11 月、Google が提唱している QUIC と呼ばれる実験的なプロトコルが、HTTP/3 と改名されました。まだ IETF から標準仕様としては出されていませんが、既に Canary 版の Google Chrome(開発中の機能が毎日追加され

るバージョン)には HTTP/3 の機能がっており、2019 年 9 月には HTTP/3 の機能を正式にサポートするサービスも出始めました。

通信で言うと比較的体感しやすいモバイル通信の話題が多いように思います。最近だと 5G のサービス開始が話題になる事もありますが、それ以外の部分で、普段それほど意識しないところで通信技術は進化しているので、一度目を向けてみると面白いかもしれません。

II 大文字小文字自動変換機能と便利な検索方法のご紹介

はじめに

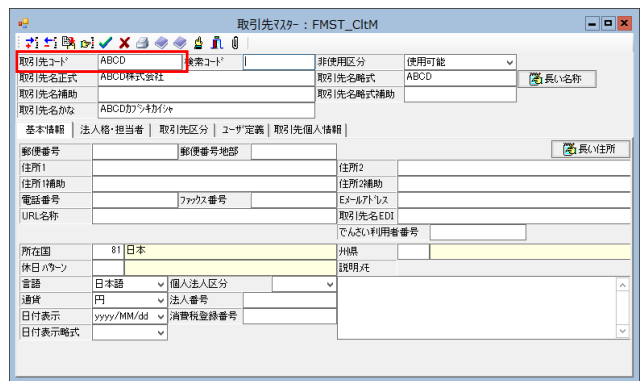
Plaza-i で商品コードや取引先コードなど特定の項目をすべて大文字、または小文字のみのコード体系にしたいということはありませんか。設定の変更により、Shift キーや Caps Lock を利用することなく、文字を入力するだけ大文字、小文字に変換する機能が、2020 年 3 月にリリースした V2.02.13 で新機能として追加されました。

上記新機能とその機能を組み合わせた検索のご紹介をさせていただきます。

USR セットアップ (章)、ユーザキャプションマスター (節)、基本設定情報 (項)、文字列ケースを参照。

入力時に自動変換

入力時に自動で変換を行い、大文字のみで設定した場合は、大文字として登録します。



検索画面の同項目にも同様の設定を行います



上記のように、取引先コードが大文字のみのコード体系の場合、取引先マスターの取引先コードに設定を行うことで、誤入力により小文字が混在して登録されるというようなことを防ぐことができます。

また、F5 検索画面等の検索画面に同様の設定を行うことで、検索時に Shift キーや Caps Lock を使用することなく大文字の入力ができるため、より容易に検索が可能になります。

また、Plaza-i は大文字小文字等区別しないで検索することが出来る、あいまい検索に対応していますので、あいまい検索を行う設定にしている場合は、コードではなく名称情報から容易に検索が可能になります。

次はそのあいまい検索のご紹介させていただきます。

あいまい検索機能

名称やテキストなどの文字列フィールドに対し、「含む」「開始する」「終了する」いずれかの条件であいまい検索する場合に、大文字、小文字、全角、半角を区別しないで検索することが可能となる機能です。

USR 概要（章）、会社別オプション（節）、大文字小文字等区別しないで検索（節）参照。

| 取引先コード | 検索コード | 取引先名称 | 取引先略式 | 取引先補助 | 取引先カナ | 郵便番号 | 住所1 |
|--------|-------|---------|-------|-------|--------------|------|-----|
| ABCD | | ABC株式会社 | ABCD | | ABCDEFGHIJKL | | |

取引先名称は常に大文字とは限らない場合、大文字の設定を行うことが出来ないため、名称で検索するときは、Shift キーや Caps Lock を利用して大文字を入力し検索を行う必要があります。しかし、あいまい検索を利用している場合は、名称の検索時に大文字の入力を行う必要がないためより容易に検索を行うことが可能となります。

最後に

Plaza-i の新機能と既存機能との組み合わせた利用例をご紹介させていただきました。Plaza-i は皆様の業務効率が向上するよう機能を充実させております。本機能に興味がありましたら、是非バージョンアップのご検討をよろしくお願い致します。

* 弊社サポート窓口 *

03-5444-9333 内線 72 (support@ba-net.co.jp)

HP (<https://www.ba-net.co.jp/contact/>)

請求書に関連する新機能のご紹介

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

今回は 1 年前とはなりますが、V2.02.02 シリーズ (2019 年 3 月リリース) にて新たに追加された請求書に関する機能を 2 点ご紹介いたします。

請求書承認機能

従来 Plaza-i では請求書の発送済み記録を取る目的で請求書確定機能がありました。それに対して、請求書承認機能を利用する事により、事前に承認を経た請求書のみ発行可能とするという内部統制を適用する事が可能になりました。

「請求書承認」「請求一括承認」メニューへのメニューアクセス権限を特定のユーザのみに設定する事で、承認権限を持ったユーザが承認していない請求書の発行をロックします。

また、承認後の変更には「請求承認戻し」を行う必要がありますので、こちらもメニューアクセス権限を設定する事で承認後の請求書を担当者が勝手に変更する事を防ぐ事が可能になります。

セットアップ

- ・会社別オプション ARS

⇒ 「請求書承認利用区分」を「2：利用する」

⇒ 「請求書承認印刷区分」を「2：承認済みのみ印刷可能」

特定の明細だけ請求する機能

SOE 販売管理システムを利用している場合に、受注した明細のうちまたは売上計上した明細の内特定の分だけ請求を行う機能に対応いたしました。

例えば、納品予定日の異なる複数の商品を纏めて受注していて、それぞれの納品予定の商品毎に請求を行うような運用の場合に、本機能を利用すると、請求入金予定自体を予めシステムが商品明細別に生成し、それを纏めて請求締めする事で特定の明細行だけを請求します。

また、併せて売掛取引も商品明細単位で作成するよう設定する事で、商品明細別の請求から入金時のマッチングまでスムーズに行う事が可能になります。

セットアップ例

- ・会社別オプション SOE、または売上タイプマスター

⇒ 「請求入金予定生成単位区分」を「D：明細別」

- ・得意先マスター

⇒ 「請求締め単位区分」を「指示番号指定のみ」

⇒ 「請求締め元区分」を「請求予定」

⇒「売掛取引生成単位」を「売上明細行毎に売掛取引を生成する」

おわりに

今回ご紹介した2つの新機能は、対応バージョン以降にバージョンアップをして頂いた上でセットアップの変更が必要となります。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

II Plaza-i 最新バージョン情報

2020年3月19日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

・Plaza-i.NET V2.02.13.04

II 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

1. はじめに～制度創設の背景～

令和2年度の税制改正により、表題の特例が創設されます。この制度創設の背景には、所得税の総合課税と分離課税の税率差異に着目した国外中古不動産への投資による節税策を封じる狙いがあります。

所得税法では、不動産所得について、建物等の減価償却費を含む必要経費が収入金額を上回ったことにより損失が生じたときは、損失の金額を給与所得等の他の所得金額から控除(以下、この控除を「損益通算」といいます。)して課税総所得金額を算出します。

日本の減価償却費の耐用年数を経過した中古建物を購入すると、後述する「簡便法」によって計算することで4～9年で償却することが可能です。このため、賃料収入を超える多額の減価償却費を短期で計上でき、損失を発生させることができます。

ここで発生した損失は、総合課税となる給与所得等と通算することで所得を圧縮し、累進課税による所得税に住民税を合わせた最大55%となる税率の納付額を減少させることができます。さらに、早期に減価償却を使い切って損失が出なくなった建物を5年超所有して売却することで、売却益に係る税率は分離課税の20%となり、建物の取得費相当分について約35%(55%－20%)の節税が可能となります。

| 課税総所得金額 | 税率 | |
|-----------------|------|------|
| | 総合課税 | 分離課税 |
| 195万円以下 | 15% | 20% |
| 195万円～330万円 | 20% | |
| 330万円～695万円 | 30% | |
| 695万円～900万円 | 33% | |
| 900万円～1,800万円 | 43% | |
| 1,800万円～4,000万円 | 50% | |
| 4,000万円～ | 55% | |

※税率は、所得税と住民税の合計税率とします。

※分離課税は5年超保有資産の譲渡によるものとします。

この一連のスキームは富裕層の節税策として人気を集めた一方、問題視もされていました。そのため、一般の納税者との公平を図るべく、国外の中古建物に係る減価償却費の計上により生じた損失金額の一部について損益通算を認めないこととする特例が創設されます。

2. 制度の概要

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物(注1)から生ずる不動産所得を有しており、国外不動産所得の損失の金額(注2)があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなすこととされ、損益通算の適用に制限が加えられることとなります。

(注1)「国外中古建物」とは、個人が中古建物を取得してその不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の減価償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を、次の方法により算定しているものをいいます。

a 簡便法

(イ) 法定耐用年数の全部を経過した資産について法定耐用年数の20%相当を耐用年数とする方法

(ロ) 法定耐用年数の一部を経過した資産について法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%相当を加算した年数を耐用年数とする方法

b 見積法

事業の用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法(その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令で使用可能期間の年数が適切であることを証明する書類の添付がある場合等を除きます。)

(注2)「国外不動産所得の損失の金額」とは、不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額をいいます。

なお、国外に複数の不動産を有する場合で、それらから生ずる所得についての通算は認められます。

| | 日本 | 海外 | 所得金額 |
|----------------|---------|--------|---------|
| 改正前 (～令和2年) | 1,200万円 | ▲800万円 | 400万円 |
| 改正後 (令和3年～) | 1,200万円 | 0 | 1,200万円 |

※海外所得▲800万円は全て国外不動産所得の損失とします。

3. おわりに

上記の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の取得費の計算については、その取得費から控除することとされる減価償却費の合計額からは、上記よりなかったものとみなされた部分の金額を除くこととされます。つまり「なかったもの」とみなされた損失の金額は取得費に加えられることとなり、その分だけ譲渡所得は小さくなります。

この改正は令和3年分以後の所得税から適用となります(個人住民税にも同様の措置が講じられます)が、令和3年よりも前に取得した建物についても適用がありますので、注意が必要です。

II 交際費等の損金不算入制度の見直し

1. 改正前の制度内容

① 制度概要

法人が平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等の額については、接待飲食費の額の50%相当額を損金の額に算入(以下、「接待飲食費の損金算入特例」といいます。)することとし、これを超える金額は損金の額に算入しないこととされています。

なお中小法人等は、接待飲食費の額の50%に相当する金額の損金算入と、定期控除限度額(年800万円)までの損金算入のいずれかを選択適用することができます。

2. 改正の内容

① 接待飲食費の損金算入特例の見直し

企業における現預金の内部留保が増加してきている現況の中、一部の大企業において接待飲食費の損金算入特例が、内部留保された現預金の大幅な減少に寄与されておらず、その減税効果が希薄化されていることが問題視されていました。

これを受けて、接待飲食費の損金算入特例の対象法人から、資本金の額等が100億円超の法人が除外されます。資本金の額等は、その事業年度終了の日の状況で判断することとなります。

なお、連結納税を採用している場合において、連結親法人の資本金の額等が100億円超のときは、連結子法人についても対象法人から除外されます。

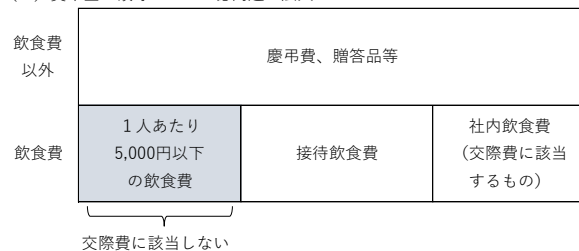
② 適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度及び中小企業に係る損金算入の特例は現状制度のまま、接待飲食費の損金算入特例は対象法人から資本金の額等が100億円超の法人を除外した上で、その適用期限が令和4年3月31日までの間に開始する事業年度まで2年延長されます。

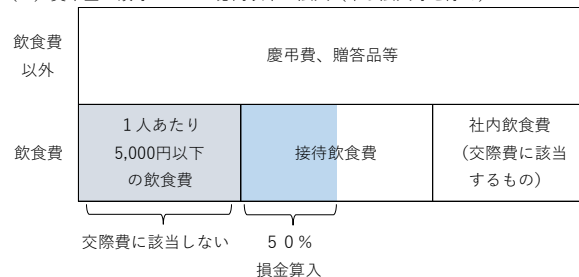
3. 適時時期

接待飲食費の損金算入特例の対象法人から資本金の額等が100億円超の法人を除外する措置は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

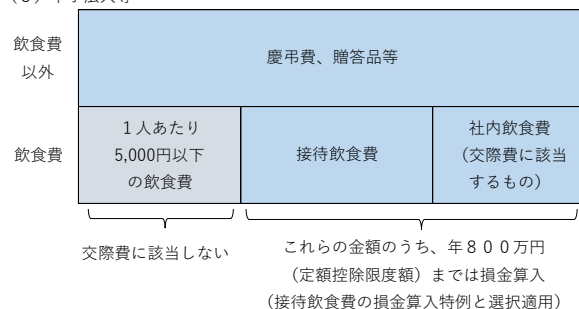
(1) 資本金の額等が100億円超の法人



(2) 資本金の額等が100億円以下の法人(中小法人等を除く)



(3) 中小法人等



4. 子法人の取り扱い

本改正により、「資本金の額等が100億円超の法人」は「接待飲食費の損金算入特例」の対象法人から除外されます。連結納税制度を採用している場合において、資本金の額等が100億円超の会社を連結親会社としている際には、その連結子法人についても対象法人から除外されることになります。

なお、連結納税制度を採用していない場合には、親法人が対象法人から除外されたとしても、その100%子法人(資本金の額等が100億円以下)には影響ありません。

